

共通番号いらぬネット6.4集会

マイナンバー違憲訴訟の現状と マイナンバーカードの問題点について

2022.6.4
マイナンバー違憲訴訟東京弁護団
弁護士 瀬川宏貴

マイナンバー違憲訴訟の現状

2015年12月末から、全国8地裁で提訴

(仙台、新潟、東京、横浜、名古屋、金沢、大阪、福岡)

一審地裁判決は、すべて原告の請求を棄却する判決

マイナンバー違憲訴訟の現状

3つの高裁で控訴棄却判決

仙台高裁判決（2021.5.27）

名古屋高裁判決（2021.10.27）

福岡高裁判決（2021.9.29）

→いずれも上告、最高裁係属中

マイナンバー違憲訴訟の現状

5 高裁の審理状況

新潟訴訟	4月14日結審→8月4日13:30判決
東京訴訟	次回8月24日（控訴人主張最後の予定）
金沢訴訟	次回7月13日
神奈川訴訟	次回7月12日
大阪訴訟	次回8月23日

マイナンバー違憲訴訟の現状

控訴審での主張

- ・ デジタル改革関連法に基づく主張
（デジタル庁の問題、J-LISの準国家機関化の問題など）
- ・ 新たな学者意見書の提出（刑事訴訟学者）
- ・ 個人情報保護委員会の体制等の問題点
など

個人番号カードの問題点

デジタル社会の実現に向けた重点計画（令和3年12月24日）

「マイナンバーカードの IC チップには電子証明書などの機能を搭載しており、民間事業者を含め様々なサービスに活用することができる。・・・様々なメリットがあるため、マイナンバーカードの徹底的な利用を推進する。」

→マイナンバーカードの電子証明書機能の徹底利用を推進

個人番号カードの問題点

電子証明書機能の利用拡大の問題点

電子証明書の発行番号が個人番号と同等の個人識別符号となる

発行番号には番号法の規制が及ばないため、番号法の規制なしに情報連携がされ、民間を含めて個人情報を利用されるおそれ

個人番号カードの問題点

電子証明書機能の利用拡大の問題点

訴訟（東京訴訟）で主張したのが、

①民間のデータベースや、国が管理するマイキープラットフォームにおいて、個人番号カードの利用履歴が蓄積され、データベース化されるのではないかという点

②全住民の4情報を保有するJ-LISにおいても、個人番号カードの利用履歴が蓄積され、データベース化されるのではないかという点 ←ただし求釈明で国は否定

個人番号カードの問題点

住基ネット最高裁判決との関係

「原審は、・・・②・・・住基ネットにより、個々の住民の多くのプライバシー情報が住民票コードを付されてデータマッチングされ、本人の予期しないときに予期しない範囲で行政機関に保有され、利用される具体的な危険が生じていると判示する。・・・しかし・・・上記②については、システム上、住基カード内に記録された住民票コード等の本人確認情報が行政サービスを提供した行政機関のコンピュータに残る仕組みになっているというような事情はうかがわれない。」

個人番号カードの問題点

民間やマイキープラットフォーム、J-LISにおいて、個人番号カードの利用履歴が蓄積され、データベース化されて保管、利用されることになれば、

最高裁が否定した、「住基カード内に記録された住民票コード等の本人確認情報が行政サービスを提供した行政機関のコンピュータに残る仕組み」と同等かそれ以上の「仕組み」が作られていることなる。

→最高裁判決に照らしても違憲というべき